

山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業



山梨県では、心身障害者の方が使用する自動車（本人運転及び家族運転）の燃料費の一部を助成しています。

対象者

以下のすべてを満たす者

- ① 山梨県に居住している
- ② 以下を満たす手帳を持っている
 - ・身体障害者手帳1級、2級
 - ・療育手帳A
 - ・戦傷病者手帳（特別、第1、第2項症）
- ③ 「山梨県」ナンバーの車両を持っている
- ④ 自動車税・軽自動車税（2輪のものは除く）の減免を受けている

助成内容

- ・対象期間
令和6年1月1日～令和6年12月31日
- ・1Lにつき、ガソリン40円、軽油18円を助成
- ・対象期間内の最大助成量は600L
（年度の途中で新たに自動車税・軽自動車税の減免を受ける場合には、上限が変わります）

初めてで申請の仕方が分からない

新しい車に乗りかえた時の手続きは？

手帳所持者が亡くなった場合はどうなるの？

ご不明点等ある場合には、

【中北保健福祉事務所 福祉課】

へお問い合わせください。

住所 韮崎市本町4丁目2-4

TEL：0551-23-3443

FAX：0551-23-3445

令和4年度からリース自動車の利用者も助成対象になりました！

請求に必要な書類等の詳細は、当事務所のホームページ (<http://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/index.html>) をご確認ください。



公式HP
はこちら

- ① 山梨県に居住している
- ② 以下を満たす手帳を持っている
 - ・身体障害者手帳1級、2級
 - ・療育手帳A
 - ・戦傷病者手帳（特別、第1、第2項症）

対象者

- ・「山梨県」ナンバーの車両
- ・心身障害者本人名義でリース契約した車両で本人が運転するもの
- ・心身障害者本人または生計同一者名義でリース契約した車両で、本人の通院や通学等のために生計同一者が運転するもの

対象車両

受付期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金)
【郵送の場合 令和7年1月31日(金) 消印有効】

注意

受付期間内に手続きをしない場合、
助成金の支払いは一切できません

受付期間内に以下のどちらかの方法で請求をおこなってください

① 集団受付

甲府会場

リッチダイヤモンド総合市民会館

多目的室

○日程

令和7年1月8日(水)、23日(木)

○受付時間

午前の部 9時30分～11時30分

午後の部 13時～15時

北巨摩会場

北巨摩合同庁舎 101会議室

○日程

令和7年1月7日(火)、
15日(水)、31日(金)

○受付時間

午前の部 9時～11時30分

午後の部 13時～15時

両会場とも予約不要

■ 持参する書類

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書(様式1)(原本)
 - ※② 支払証明書(別紙1)(原本)
 - ※③ 購入量計算書(別紙2)及びあて名入り領収書(原本)
 - ④ 身体障害者、療育、戦傷病者手帳(原本)
 - ⑤ 減免を受けている車両の車検証(原本)
 - ⑥ ①に記載した口座の預金通帳(原本)
 - ⑦ 印鑑
- ※②、③はどちらか選択して提出

② 郵送

■ 郵送先

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
中北保健福祉事務所 福祉課 あて

■ 郵送する書類

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書(様式1)(原本)
 - ※② 支払証明書(別紙1)(原本)
 - ※③ 購入量計算書(別紙2)及びあて名入り領収書(原本)
 - ④ 身体障害者、療育、戦傷病者手帳の全ページのコピー
 - ⑤ 減免を受けている車両の車検証のコピー
 - ⑥ ①に記載した口座の預金通帳のコピー
- ※②、③はどちらか選択して提出

! 封筒の裏面に差出人の住所、氏名を必ずご記入ください!

集団受付を希望される方へのお願い

- 午前中の時間帯は大変混雑します。長時間お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- お車でお越しの方は、各施設の駐車場をご利用ください。
- 駐車スペース以外への駐車は絶対にしないでください。